

令和3年7月13日

保護者各位

足立区教育委員会

教育長 大山 日出夫

### 緊急事態宣言の発出に伴う区内私立幼稚園等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年7月12日から8月22日まで**の期間で緊急事態宣言が発出されました。

これを受けて、宣言発令期間中の対応等につきまして、下記のとおりご案内いたします。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 緊急事態宣言発令期間中の対応について

区から私立幼稚園に対し、一斉の臨時休園は要請いたしません。引き続き、感染拡大防止に最大限配慮したうえでの園運営をお願いしております。

ただし、お通いの園で新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園を要請する場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

#### 2 自主的に登園を控える場合について

緊急事態宣言発令期間中に、感染することへの不安から自主的に登園を控える場合は、これまで同様欠席とはせず、出席停止の扱いとしていただくよう各園にお願いしております。

#### 3 その他

- (1) **発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。**時間中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。**日頃からお子様の健康状態について、園と情報共有をお願いします。**
- (3) お子様またはご家族がPCR検査を受けた場合や、濃厚接触者と判定された場合には、**必ず園にお知らせください。**
- (4) その他、登園や送迎に不安がある場合には、園にご相談ください。
- (5) 8月22日をもって緊急事態宣言期間が終了した場合、改めての通知は発出しません。緊急事態宣言が再度延長になった場合は、改めてご連絡します。

【問い合わせ先】 子ども政策課私立幼稚園係 電話03-3880-6147